ご案内

実施園が変わります 年末保育

今年度の年末保育（12月29日、30日）は、町田保育園で実施します。詳細は、今後の本紙等でお知らせします。

問子育て支援課☎724・4468FAX050・3101・9459

町田ファミリー・サポート・センター 子育てのお手伝いをしてみませんか

左表の日程で行います。

講習会修了後、同センターの「援助会員」（有償ボランティア）として登録し、活動していただきます。

保育サポート講習会　日程表

期　日	時　間	内　容	会　場
10月21日（火）	午前10時～正午	入会説明会	町田市民フォーラム
	午後１時～３時	子どもの食事	
10月23日（木）	午前10時～正午	保育の心について	
	午後１時～３時	心・体の発育と病気	
10月24日（金）	午前10時～正午	子どもの世話と遊び	
10月28日（火）	午前９時～正午	普通救命講習費1400円	健康福祉会館
10月30日（木）			

※「普通救命講習」は10月28日、30日のいずれか１回の受講となります。当日は運動しやすい服装でおいで下さい（スカート不可）。

対市内在住で、保育サポートができる満20歳以上の方

※妊婦の方は、安全のため受講をご遠慮下さい。

※初日に会員証に貼付する写真（縦３cm×横２・５cm、裏面にボールペンで記名、６か月以内撮影）をお持ち下さい。

定保育サポート講習会＝45人、普通救命講習＝30人（申し込み順）

申10月14日までに電話またはFAXで同センター（☎FAX724・0901）へ。保育希望者（３歳以上の未就学児、各回４人（入会説明会は除く）、全日程出席者優先）は併せて申し込みを。

養育家庭体験発表会 里親と地域の力

【つながれ広がれ地域の輪】

さまざまな理由で親と一緒に暮らすことのできない子どもたちを家庭に迎えて、育てている「養育家庭制度」（ほっとファミリー）を知っていただくために、養育家庭の体験発表会を行います。

※東京都と共催です。

※保育希望者以外は直接会場へおいで下さい。

日10月27日（月）午後２時～４時

場町田市民フォーラム

内体験発表、地域支援者を交えたパネルディスカッション

定１８０人（先着順）

※保育希望者（３か月以上の未就学児）は10月20日までに電話で子育て支援課へ。

問子育て支援課☎724・4419FAX050・3101・9459

子ども・子育て支援新制度

第３弾　施設の選び方と利用料の考え方編

問子ども総務課☎724・2876FAX050・3101・8377

本紙７月21日号で新制度の仕組み、９月１日号で新制度に移行する施設の利用手順について説明しました。今回は、2015年４月から新制度に移行する施設の利用を考える際の幼稚園や保育園などの「施設の選び方」と「利用料の考え方」について、ご紹介します。

新制度では、施設を利用する際に市から認定を受ける必要があります。認定には、子どもの年齢や保育の必要性に応じて、１号認定から３号認定まで３つの区分があります。認定区分によって利用できる施設が異なりますので、それぞれのご家庭に合った施設を選びましょう。新制度に移行しない幼稚園の利用手続きは、これまでと変わりませんので、認定を受けていただく必要はありません。

なお、利用料は保護者の所得に応じた額（応能負担）となります。

〈認定の区分〉

年　齢	保育の必要性	認定区分	利用施設
満３歳以上	なし	１号認定	幼稚園、認定こども園
	あり	２号認定	保育園、認定こども園
満３歳未満	あり	３号認定	保育園、認定こども園、保育ママ

ご家庭に合った施設は？　利用したい施設は？

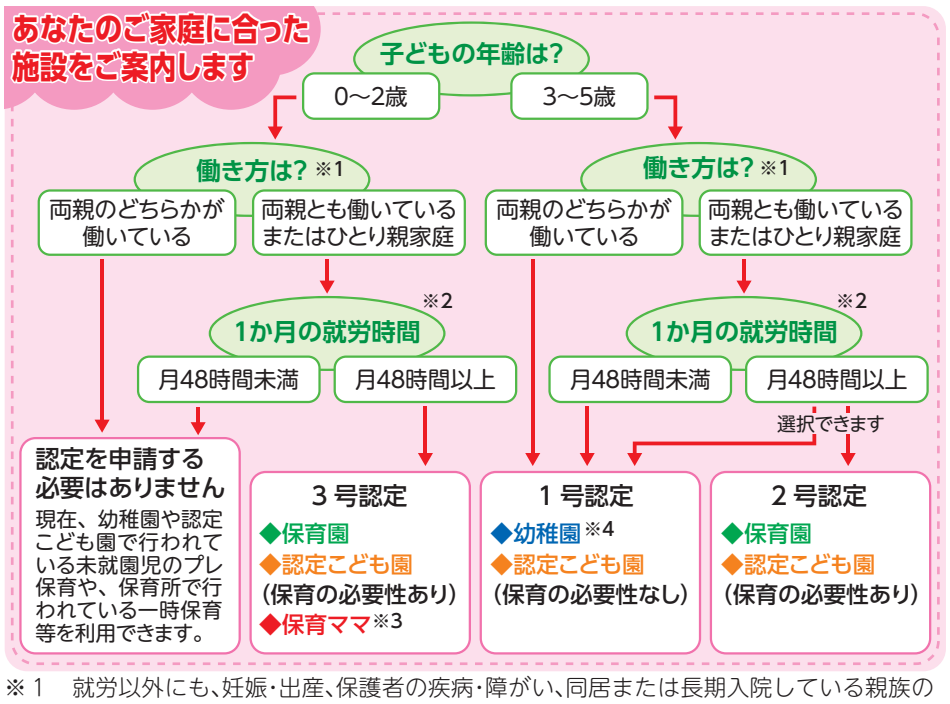

※１　就労以外にも、妊娠・出産、保護者の疾病・障がい、同居または長期入院している親族の介護・看護、求職中などの「保育を必要とする事由」に該当する場合、２・３号認定を受けることができます。詳細は、保育園で配布する入園のしおりや町田市ホームページをご覧下さい。

※２　１か月の就労時間が、月48時間以上（１日４時間以上かつ月12日以上）の場合、２・３号認定を受けることができます。

※３　保育ママとは、町田市が認定した家庭的保育者が自宅などで保育を行う事業です。

※４　新制度に移行しない一部の幼稚園・認証保育所・ベビーホテル等を利用する場合、認定を申請する必要はありません。また、利用料は施設が決める額です。

〈施設の概要〉

	概　要	利用時間
幼稚園	教育の基礎を培うことを目的とした教育施設（学校）です。各園の教育理念のもとに、それぞれの園の特色を生かした、創意工夫のある保育がされます。 ・満３歳から利用可能　・通園バス　・給食 ・預かり保育	４時間（教育標準時間）
認定こども園	幼稚園と保育園の機能を併せ持つ施設です。幼稚園の特色ある教育と保護者に代わって保育を一体的に行っています。 ・０～２歳は保護者の就労等で保育を必要とする場合のみ利用可能 ・３歳以上は保護者の就労に関わらず利用可能 ・延長保育　・子育て相談　・給食	【幼稚園部分のみを利用する場合】幼稚園と同じ 【保育園部分を利用する場合】保育園と同じ
保育園	就労などの理由で乳幼児を保育できない場合に、保護者に代わって保育を行う児童福祉施設です。地域で気軽に子育て相談や親子の交流ができる事業も行っています。 ・０歳から利用可能　・延長保育　・一時保育 ・子育て相談　・地域開放（子育てひろば） ・給食	11時間（保育標準時間） または ８時間（保育短時間）
保育ママ	家庭的な雰囲気のもと、少人数の保育を行う施設です。個々の乳幼児の状態に応じたきめ細かな保育が行われます。 ・０歳から２歳まで利用可能 ・３歳以降は連携する保育園や認定こども園に入園可能	８時間（保育短時間）

※施設により、実施する事業は異なります。

利用料その１　新制度に移行する施設の利用料

保護者の所得に応じた額（応能負担）になります。

１号認定の場合

月々の利用料が、２万5700円を上限とした保護者の所得に応じた額となります。なお、年２回支給されていた就園奨励費は、新制度ではなくなります。

２・３号認定の場合

保育時間により、利用料は異なります。８時間利用の場合は、若干減額となります。なお、利用料は現行と変わらないよう検討しています。

（新制度では、所得税額ではなく、市民税所得割額をもとに利用料を算定します）

利用額については、子ども生活部の各窓口（市庁舎２階）で配布するリーフレット「早わかり！子ども・子育て支援新制度」をご覧下さい（幼稚園・保育園等でも配布予定）。また、町田市ホームページでもご確認いただけます。

利用料その２　２人以上お子さんがいる場合の利用料

ご家庭に２人以上お子さんがいる場合、幼稚園や保育園などに通うお子さんの利用料が減額される場合があります。

認定区分		１号認定	２号認定	３号認定
年齢		３～５歳	３～５歳	０～２歳
お子さんの利用施設		幼稚園、認定こども園（保育の必要なし）	保育園、認定こども園（保育の必要あり）	保育園、認定こども園（保育の必要あり）、保育ママ
減額対象のきょうだい範囲		幼稚園年少～小学３年生	小学校就学前まで（幼稚園・保育園・認定こども園、保育ママのいずれかを利用）	
利用料	１人目	全額負担		
	２人目	（２人目のお子さんが、本来支払う利用料の）半額負担		
	３人目以降	０円		

※年齢は、2015年４月１日時点です。

※新制度に移行する幼稚園または認定こども園については、本紙５面に掲載の町田市私立幼稚園一覧をご覧下さい。